

宇都宮市特別支援教育基本計画 ～うつのみや 子ども かがやきプラン～の概要

第1章 計画の概要

◆策定の趣旨

「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成19年4月1日施行）により「特別支援教育」への転換が義務づけられた。障害のある児童生徒の教育をめぐる諸情勢の変化や課題を受け、本市において障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進するため、学校や行政の基本的な考え方や取組の方向性を明らかにした基本計画を策定する。

◆位置付け

「宇都宮市学校教育推進計画」における重点プロジェクトに位置付けられている「特別支援教育」にかかる計画

◆対象

宇都宮市立の小学校及び中学校の障害のある児童生徒や、発達障害等の傾向により学習上・生活上に困難さがある児童生徒（以後「特別な支援を必要とする児童生徒」とする）

◆期間

平成19年度～平成27年度までの9年間（社会状況の変化に応じて必要な見直しを行う）。

第2章 現状と課題

◆障害のある子を取り巻く社会情勢

- ・ノーマライゼーションの進展
- ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加（国：6・3％）

◆国の特別支援教育に関する動向

- ・教育の地方分権
- ・発達障害者支援法の施行（H17.4.1）
- ・学校教育法施行規則の一部改正（H18.4.1）
- ・学校教育法の一部改正の公布（H18.6.21）、同施行（H19.4.1）

◆本市の特別支援教育の現状

- 1 特別支援教育の対象となる子どもの現状
 - ・特別な支援を希望する保護者の高いニーズ
 - ・通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加（市：5・2％）
- 2 指導者の現状
 - ・特殊教育に関する専門性を積み上げることが困難
- 3 校内支援体制の現状
 - ・「個別の指導計画」の有効活用（61％）
 - ・校内で支援できる場所と支援者の確保が困難

◆本市の取組の現状

- 1 特別支援教育の理念の浸透は十分とはいえない。
- 2 通常の学級におけるつまずきのある児童生徒の支援の場が確保されにくい。
- 3 専門性を高めるための研修は十分とはいえない。

全教職員数	研修受講者	割合
1,930人	403人	20.8％

- 4 ライフステージに即した一貫した支援は十分とはいえない。

◆これからの本市における特別支援教育の課題

- (1) 特別支援教育の啓発
 - ・特別支援教育の理念を反映する学校経営
 - ・保護者・地域住民への啓発

- (2) 学校における支援体制の充実
 - ・一人ひとりに応じた個別の指導計画の作成
 - ・弾力的な校内支援体制づくり

- (3) 教育環境の整備
 - ・授業のつまずき等への支援が行える人的支援体制の整備
 - ・特別支援教室の整備など物的環境の整備

- (4) 教員の専門的な資質・能力の向上
 - ・教職員研修の充実
 - ・特殊学級担任の人材育成の在り方

- (5) 幼児期からの一貫した関係機関等との連携強化
 - ・幼・保・小、小・中学校間の連携
 - ・早期療育・相談から学校教育への円滑な連携
 - ・盲・聾・養護学校及び関係諸機関との連携の強化

第3章 基本理念・基本方向

基本理念

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりが

自己の能力を最大限に発揮し

自信と意欲をもって社会に参加できるよう

一人ひとりの成長を大切にした教育を目指します

基本方向

1 特別支援教育の啓発

すべての教育活動において特別な支援を必要とする児童生徒への支援が進められるよう学校への助言や市民への啓発に努めます。

2 特別支援教育の体制の整備

学校が適切に特別支援教育を進められるよう、人的支援体制や物的環境の整備など学校支援に努めます。

3 教職員の専門性の向上

教職員研修を充実し、指導内容・方法等の工夫、個別の指導計画の作成・活用等について学校支援に努めます。

4 幼児期からの一貫した支援

幼児期からの一貫した支援を目指し、子ども発達センターや特別支援学校、医療・福祉・就労等関係機関との連携強化に努めます。

第4章 計画の展開

Ⅱ 基本的施策の展開

1 特別支援教育の啓発を図るために

- 1 特別支援教育の理念を踏まえた学校経営
- 2 特別支援教育の理念や発達障害についての啓発
- 3 指導助言機能の充実

2 特別支援教育の体制の整備のために

- 1 指導体制の整備（指導の充実）
- 2 人的支援体制の整備
- 3 物的環境の整備

3 教職員の専門性の向上のために

- 1 教職員研修の充実
- 2 校内研修・個別の指導計画作成等への支援
- 3 特別支援学級等担当者の人材育成の検討

4 幼児期からの一貫した支援のために

- 1 就学相談・就学指導の充実
- 2 教育相談の充実
- 3 幼・保・小、小・中学校間連携
- 4 子ども発達センターとの連携
- 5 特別支援学校との連携
- 6 医療・福祉・就労機関との連携

Ⅲ 重点事業

1 啓発

1 啓発資料の作成・発行（充実）

＜目標＞H19年度から市民向け啓発資料を発行
H21年度から情報コーナー設置

2 体制

2 通常の学級における特別支援教育推進事業（新規）

＜目標＞H19年度から調査研究開始
H21年度 紀要（マニュアル）配布

3 通級指導教室活用推進事業（新規）

＜目標＞H19年度から通級指導システム検討開始
H21年度から新システムによる指導開始

4 特別支援教室整備・担当者配置事業（新規）

＜目標＞H22年度までに全小中学校にスペース確保
H27年度までに全小中学校に特別支援教育担当者配置

3 専門性

5 特別支援教育専門性向上事業（新規）

＜目標＞H20年度調査研究完了
H21年度新たな研修体系で研修実施

6 特別支援学級・通級指導教室担当者の人材育成事業（新規）

＜目標＞H20年度から特別支援学級担当制度を構築

4 一貫

7 子ども発達センターと連携した相談支援事業（新規）

＜目標＞H19年度から5歳児相談事業との連携の在り方等子ども発達センターとの協議開始

8 特別支援学校との交流推進事業（新規）

＜目標＞H19年度 特別支援学校分校設置について県との検討・協議開始

9 幼児期から就労までの一貫した支援事業（新規）

＜目標＞H20年度までに一貫した支援の具現化について協議（市独自の〈仮称〉サポートブック作成）
H21年度からサポートブックの配布・活用開始

Ⅳ 学校における取組

1 特別支援教育の啓発を図るために

- 1 特別支援教育の理念を踏まえた学校経営
- 2 地域・保護者への啓発

2 特別支援教育の体制の整備のために

- 1 特別支援教育の理念を生かした学級づくり
- 2 全職員の共通理解に基づいた校内支援の実施
- 3 様々な教育の場を生かした支援の充実

3 教職員の専門性の向上のために

- 1 障害特性の理解と対応に関する校内研修の充実
- 2 特別支援教育に視点をあてた授業研究の実施

4 幼児期からの一貫した支援のために

- 1 幼児期からの一貫した支援・連携
- 2 特別支援学校との連携
- 3 医療・福祉・就労など関係機関との連携